報道資料

令和5年１２月２２日
会　計　検　査　院

下記のとおり、会計検査院職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。
会計検査院としては、日頃から職員に対して服務規律の遵守等の徹底について周知しているところですが、このような不祥事を再び起こさないよう、服務規律の遵守の徹底とともに、モラルの向上にも注力してまいります。

１　通勤手当の不正受給について

（１）事案の概要

被処分者は、遅くとも令和３年９月から令和５年５月までの間、住居が変更になったにもかかわらず、必要な届出をせずに通勤手当等161,784円を不正に受給していた。

（２）処分量定

停職３月間

（３）処分年月日

令和５年１２月２２日

（４）被処分者

会計検査院事務総局（３０代女性職員）

２　国家公務員宿舎の不適切使用について

（１）事案の概要

被処分者は、遅くとも令和３年９月から令和５年５月までの間、都内の単身者向けの国家公務員宿舎に無断で配偶者を同居させていた。

（２）処分量定

減給３月間（俸給の月額の１０分の１）

（３）処分年月日

令和５年１２月２２日

（４）被処分者

会計検査院事務総局（３０代男性職員）

（問い合わせ先）
事務総長官房　人事課長　柳瀬
（担当）監察官　鈴木
代表　03(3581)3251（内)2382
直通　03(3581)8121